

高知工科大学修士課程就学支援制度 申請書類一覧(令和8(2026)年度版)

(1) 申請者全員が提出する書類

必要書類/種類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 修士課程就学支援制度申請書(様式1)	原本	申請者本人または学資負担者が作成ください。 1)申請理由:申請を行う主な理由を記入のこと。スペースが不足する場合は、別紙(A4用紙)にて作成し提出可。	【本学ウェブページからダウンロード可】 https://www.kochi-tech.ac.jp/student/tuition/insyugaku.html
2 家庭状況調査(様式2)	原本	生計を一にするご家族全員を記入ください。続柄は、学生本人からみた関係を記入ください。 1)職業:会社員・公務員・自営業・農業・年金受給者・無職等、簡潔に記入のこと。 2)総収入額(税込):給与所得者は所得課税証明書の給与収入額、自営業・農業等は確定申告書の事業収入額を記入のこと。(千円単位) 3)同居・別居:世帯主からみて各々の家族が同居か別居かを記入のこと。 ※別居(海外居住を含む)であっても扶養家族は、生計を一にするご家族に含みます。 4)前年(令和7(2025)年)度に学生で今年新社会人の兄弟姉妹(父母と同居)については、総収入額(税込)欄に「前年度学生」と記入のこと。	【本学ウェブページからダウンロード可】 https://www.kochi-tech.ac.jp/student/tuition/insyugaku.html
3 住民票	原本	家庭状況調査(様式2)に記入の「ご家族全員(学生本人も含む)」が確認できる住民票が必要です。 1)学生本人、兄弟姉妹が父母と別居(就学等)しており、住民票を移している場合は、学生本人、兄弟姉妹の住民票も必要です。 2)結婚や就職等で独立(生計別)し、父母と同居していない兄弟姉妹の住民票は不要です。	市区町村役場
4 所得課税証明書	原本 ※雑所得がある方は右記4)のとおり	家庭状況調査(様式2)に記入の「未就学児や就学者(前年度学生を含む)以外のご家族全員」の所得課税証明書が必要です。 1)令和8(2026)年6月以降に発行された最新の所得課税証明書(令和7(2025)年の税務情報が確認できるものであること)が必要です。 2)結婚や就職で独立(生計別)し、父母と同居をしていない兄弟姉妹の所得課税証明書は不要です。 3)無職・専業主婦の方も所得が「0円」の証明をするために必要です。 4)雑所得がある方は、総収入金額と必要経費が確認できる書類(コピー)の添付が必要です。 ※雑所得が公的年金のみ、かつ確定申告を行っていない場合は、収入金額が確認できる書類のみで可。 (例) 令和7年分公的年金等の源泉徴収票	市区町村役場 ※雑所得がある方は、必要書類をご提出ください。 ○公的年金:日本年金機構

(2) 該当者のみが提出する書類

以下の①～④の項目を確認のうえ、該当する場合はご提出ください。

① 確定申告をしている世帯(自営業者、農業従事者、不動産所得、株式等の譲渡所得等のある方)

必要書類/種類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 確定申告書	コピー	令和7(2025)年の確定申告書(第1表、第2表)が必要です。 1)確定申告の際に税務署に持参または郵送した方は、税務署の受付印があるものが必要です。 ※確定申告書(受付印押印済み)の控えがない場合は、所得課税証明書の所得金額と確定申告書の事業所得金額が同額であれば受付印のない確定申告書の提出でも手続き可。 2)インターネットでの電子申告(e-Tax)を利用の方は、申告内容確認票に受付番号が入ったものまたは、送信時に届く受信通知の添付が必要です。	控えのコピーをご提出ください。
2 青色申告決算書または収支内訳書等	コピー	経費を控除するため、令和7(2025)年の青色申告決算書または、収支内訳書が必要です。 ※未提出の場合は、必要経費を控除できません。 ※株式等の譲渡所得等がある方は、計算明細書が必要です。	控えのコピーをご提出ください。

② 特別控除に関する書類(兄弟姉妹が高校生以上、母子・父子家庭、障害者または被爆者、6か月以上の長期療養者のご家族がいる世帯等以下に該当する場合)

※控除を希望する場合に提出してください(未提出の場合は控除できません≪様式2への記入のみでは控除不可≫)。

必要書類/種類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 高校生以上の就学者がいる世帯(学生本人は除く)	コピー ※在学証明書は原本	兄弟姉妹が高等学校、専修・専門学校、予備校、大学、短大等に在学している場合は、以下のいずれかが必要です。 ○学生証 ○在学証明書	在学証明書:兄弟姉妹の通学する学校
2 障害者または原爆被爆者がいる世帯	コピー	以下のいずれかが必要です。(氏名・等級等が確認できるページ) ○障害者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ○被爆者健康手帳 ※介護認定の証明書等は対象になりません。	手帳をお持ちの方よりコピーをお預かりください。
3 長期療養者がある世帯(同一傷病で6か月以上の治療継続の家族がいる世帯) ※対象期間:令和7(2025)年1月1日～12月31日	コピー ※長期療養者領収書一覧は原本	同一傷病での治療(6か月以上)が確認できる以下のすべての書類が必要です。 ○医師の診断書(コピー可) ※病名、診断日、要治療期間が記載されていること。 ○医療費(入院費・薬代)の領収書コピー ※同一傷病で6か月以上の治療継続のもの(診断書に伴う医療費のみ控除対象)。 ○長期療養者領収書一覧(本学様式) ※領収書が複数の場合に必ず作成のこと。 ※一覧の連番と領収書の連番(各自で付与)を一致させて作成のこと。	○診断書、医療費領収書:診断(治療)を受けた病院 ○薬代領収書:治療を受けた病院、薬局 ○長期療養者領収書一覧 【本学ウェブページからダウンロード可】 https://www.kochi-tech.ac.jp/student/tuition/insyugaku.html
4 母子・父子家庭	原本	母子・父子家庭であることが確認できる書類が必要です。 (例) ○戸籍全部事項証明書 ○寡婦年金の源泉徴収票または決定通知書 ※給与源泉徴収票の寡婦欄は証明書として認められません。 ※児童扶養手当の受給証明書は原則認められません。	市区町村役場
5 学資負担者が死亡した世帯	右の指示のとおり	死亡が確認できる書類が必要です。 (例) ○除籍謄本原本 ○戸籍全部事項証明書原本 ○埋葬許可証コピー ○死亡診断書コピー	○除籍謄本、戸籍全部事項証明書、埋葬許可証:市区町村役場 ○死亡診断書:診断を受けた病院
6 本人または学資負担者が被災した場合	コピー	家屋の被害状況(全壊・大規模半壊・半壊等)の確認ができる書類が必要です。 (例) ○被災証明書 ○罹災証明書	市区町村役場

③ 生活保護費や失業手当受給中のご家族がいる世帯(対象期間:令和7(2025)年1月1日～12月31日)

※世帯収入の一部として取り扱う

必要書類/種類	原本/コピー	備考	取得方法/発行・交付機関等
1 生活保護費受給者がいる世帯	コピー	生活保護費の受給期間、受給総額が確認できる書類が必要です。 (例) ○生活保護受給額決定通知書	社会福祉事務所等
2 失業手当受給者がいる世帯 ※無職者(休職中)	コピー	失業手当の受給期間、受給総額が確認できる書類が必要です。 (例) ○雇用保険受給資格者証(両面コピー) ○失業保険給付金明細書	公共職業安定所(ハローワーク)